

特定非営利活動法人  
精神障害者支援の会ヒット  
定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 精神障害者支援の会 ヒットという。但し通称 NPO HITと表記する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は主たる事務所を大阪府大阪市生野区新今里3丁目1番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、平等な市民である精神障害者との協働により精神障害者が自己の意思決定権を最大限尊重され、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられ、人が人として尊重され、自己実現がなされる社会の創造に寄与することに努めることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法 第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- ④精神障害者の当事者活動の支援事業
- ⑤精神障害者へのホームヘルパー養成派遣事業
- ⑥精神障害者とその家族の活動の援助事業
- ⑦精神障害者と地域住民との交流事業
- ⑧精神障害者の就労促進事業
- ⑨精神障害者の権利擁護事業
- ⑩介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑪介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑫訪問看護ステーションの運営
- ⑬その他、当法人の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

#### (2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

但し、正会員はその必要に応じて代理人を選任する事ができるが、その役目は正会員があらかじめ定めた事項のみに限定する。

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めなければならないが、入会を認めない場合は、理由を添付した書面を添えて本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

### (退会)

第9条 会員は、退会届けを理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 個人の死亡又は団体の会員にあつては解散したとき。

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会が支払う意志がないと認定した者。

(3) 除名されたとき。

### (除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款又は規則に著しく違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に著しく反する行為をしたとき。

## 第3章 役員

### (役員の種類及び定数)

第11条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以下

(2) 監事 1名以上3名以下

### (役員を選任)

第12条 役員は総会において選任される。

2 理事は、この法人の正会員(団体にあつてはその代表者)より選任される。

- 3 理事の中には精神障害者が複数で含まれねばならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。
- 5 役員の内には、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることとなつてはいけない。

(理事長、副理事長及び常務理事)

第13条 理事の中から、理事会において、次の役職者を互選する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名～3名
- (3) 必要に応じて常務理事1名をおくことができる。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときには理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 常務理事は理事会の決定を遂行し、この法人の業務が滞りなく行われるように理事長の代行として日常の業務を統括する。

(監事の職務)

第15条 監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前1号、前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をすることが必要と認められる場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の内3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

(役員報酬)

第17条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、それ以外の役員は無給とする。

2 役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において総正会員の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 職務執行が著しく困難な状態であると認められるとき。

- (2) 著しい職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) この法人の名誉を著しく損なうなど、役員として著しく相応しくない行為があると認められるとき。

## 第4章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の正会員をもって構成する。

(総会の種別)

第20条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第21条 総会は、この法人における最高意思決定機関であり、この法人の運営に関する次の事項を決定する権能を有する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) その他この法人の事業に関する重大な事項

(総会の開催)

第22条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の6分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の目的及びその審議事項並びに日時及び場所を示して、会日より少なくとも14日前までに、各正会員に対し文書をもって通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の3分の1の出席がなければ開会することができない。

(正会員の議決権)

第26条 各正会員は、等しく1個の議決権を有する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合には、議長の決するところによるものとする。但

し以下に掲げる事項は、出席正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

- (1) 新規事業実施の承認及びその他この法人の運営に関する重大な事項  
(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 議長は、総会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決及び表決委任者については、その旨を明記すること)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会に出席した会員の中からその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名捺印して、総会の会日より5年間事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の権能を有する。

- (1) 総会の議決した事項の執行の統括
- (2) 総会に付議すべき事項についての決定
- (3) 定款を除く諸規則の制定、変更並びに廃止
- (4) 正規職員任免の承認
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項の決定

(理事会の開催)

第32条 定例会議は、毎年2回行う。

2 臨時会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は前条第2項第2号及び3号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がこれを行わないときは、請求者自らが招集できるものとする。

3 臨時会議を招集するには、会議の目的及び審議事項並びに日時及び場所を示して、会日より少なくとも14日前までに、各理事に対し文書をもって通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長が欠けている場合には副理事長又は常務理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会においては、理事の現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。但し事前に書面をもって委任がなされた理事を含めて過半数になった時は3分の1以上の出席で理事会が成立する。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

(理事会の議事録)

第37条 議長は、理事会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその他の理事1名以上が記名捺印して、会議の会日より5年間事務所に備え置かなければならない。

## 第6章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金及び助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、一般会計と特別会計に分ける。

- 2 一般会計は、事務局及び組織を構成する部門ごとに行う。
- 3 特別会計は、必要に応じてこれを設ける。

(収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 総会で承認される以前の当該年度の会計は理事長は理事会の議決を経て、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

(収支決算)

第43条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書として作成する。

2 前項の事業報告及び収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

## 第8章 組織

(事務局の設置)

第44条 この法人の運営にともなう事務を執行するため、事務局を設置する。

(事務局長の設置)

第45条 事務局には、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て、理事長がこれを任免する。

(事務局長の職務)

第46条 事務局長は、事務局の業務全般を統括する。

(組織の構成)

第47条 事務局以下の組織の構成は、総会の承認を経て、理事長が別に定める。

2 前項における組織の業務その他運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員の配置)

第48条 事務局及び各組織には職員若干名を置く。

- 2 職員は、理事会の議決を経て、理事長がこれを任免する。

(職員による会議)

第49条 日常の軽微な業務など、総会及び理事会の専権事項以外の業務の決定は、職員による会議において行うことができる。

(理事と職員の兼職)



第50条 理事は、事務局長若しくは職員とを兼職することができる。

## 第9章 書類の備置及び閲覧

(事業報告書等の備置)

第51条 事業報告書等の書類は、その提出された通常総会の会日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(定款、役員名簿、正会員名簿の備置及び閲覧)

第52条 この定款は、主たる事務所にこれを備え置く。

2 下記の書類は毎事業年度初めの3ヶ月以内に作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(1) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)

(2) 前号の役員名簿に記載された者のうち、前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

(3) 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

3 この法人の会員及び利害関係人が、前2項の書面の閲覧を求めた場合、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(会員名簿、帳簿等の備置)

第53条 下記の書類は、主たる事務所に常に備え置かなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿

(事業報告書等の閲覧)

第54条 この法人の会員及び利害関係人が、第51条で備え置かれた事業報告書等の書類の閲覧を求めた場合、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(議事録の閲覧)

第55条 この法人の会員が、第29条及び第37条で備え置かれた総会及び理事会の議事録の閲覧を求めた場合、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第56条 定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。総会における書面表決等は第28条に準じる。

## 第11章 解散

(解散事由)

第57条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 正会員の決議

- (2) この法人の目的達成が不可能になった場合
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- (7) その他法令で定めた解散事由の発生  
(残余財産)

第58条 解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）した場合における残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡する。

## 第12章 雑則

(公告)

第59条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第60条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

(施行日)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿の通りとし、その任期は2002年6月30日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は第40条の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。
- 5 設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、正会員一口年3,000円、賛助会員一口年5,000円とする。
- 6 2002年6月8日第2回定時総会にて一部変更
- 7 2002年6月8日第2回定時総会にて付則5の賛助会員一口年5,000円を一口3,000円に変更
- 8 2006年5月27日臨時総会にて一部変更
- 9 2006年5月27日臨時総会にて第5条を改訂
- 10 2006年6月10日定時総会にて一部変更
- 11 2011年6月27日定時総会にて第15条(3)、第57条(6)変更
- 12 2012年4月13日臨時総会にて第2条、第5条、第57条(5)、第58条を改訂
- 13 2013年6月1日定時総会にて第3条、第5条を改訂